## [三島市民カレンダ・広告募集要項]

| _                      |  |
|------------------------|--|
| 掲載場所                   | 三島市民加ンター各月下段(各月3枠(1枠:縦5cm×横10cm))  |
| 募集枠数                   | 36 枠(原則 1 社、1 枠)   |
|                        | ただし、36 枠に満たない場合は、空き数に応じて 1 社月別で 12 枠まで掲載   |
|                        | 可能となります。   |
| 掲載料金                   | 30,000円(1枠)  |
|                        | ただし、掲載月を指定した場合は、50,000円(1枠)(月指定優先)となります。   |
| 申込方法                   | 三島市民カレンダー広告掲載申込書に必要事項を記入し、関係書類を添付し   |
|                        | て広報広聴課まで提出してください。  |
| 提出書類                   | 1 三島市民ルンダー広告掲載申込書  |
|                        | 2 会社・団体の概要がわかる文書(会社概要、パンフレットなど)  |
|                        | 3 掲載する広告案(仮原稿で構いません。データで提出してください。)   |
|                        | ※最終原稿の提出期限は、9 月中となります。(校正が 10 月に 1 回あり)  |
| 応募期限                   | 令和6年9月6日(金)午後5時まで  |
| 掲載できない広告               | 1 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの   |
|                        | 2 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの   |
|                        | 3 政治活動、宗教活動又は社会問題等についての主義主張に係るもの   |
|                        | 4 個人又は法人の名刺広告  |
|                        | 5 美観風致を害するおそれのあるもの   |
|                        | 6 公衆に不快の念を起こさせ、又は危害を及ぼすおそれのあるもの  |
|                        | 7 消費者被害の予防及び拡大防止の観点から適切でないもの   |
|                        | 8 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの   |
|                        | 9 その他市長が広告として不適当であると認めるもの  |
| 掲載できない<br>業種または事<br>業者 | 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に   |
|                        | 規定する(昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号)風俗営業を行う業種   |
|                        | 2 風俗営業に類する業種   |
|                        | 3 たばこに係るもの   |
|                        | 4 消費者金融事業者   |
|                        | 5 法律の定めのない医療類似行為を行う施設に係る業種   |
|                        | 6 民事再生法及び会社更生法による再生又は更生手続中の事業者   |
|                        | 7 各種法令に違反している事業者   |
|                        | 8 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者<br>  9 全各号に掲げる業種又事業者以外で、掲載時又は過去に社会問題を起こ             |
|                        | 9 主谷方に拘ける未僅又争未有以外で、拘取时又は週云に社云问題を起こ<br>  しているもので、市長が広告を掲載する事がふさわしくないと認める者           |
| 広告主の責任など               | 広告主は広告の掲載内容について責任を負い、速やかに苦情等の解決にあ  |
|                        | 広音主は広音の掲載内谷に りいて真任を真い、迷やがに苦情寺の解決にめ<br>  たらなければならない。なお、それに伴って発生した損害等については、広告主       |
|                        | たらなければならない。なお、それに伴うて先生した損害等については、広音王<br>  において解決するものとします。                          |
|                        | 「こおいて解決するものとしよす。<br>  また、印刷時に必要となる版下(入稿データ)は、広告主が用意してください。な                        |
|                        | よん、印刷時に必要となる版下へ入橋) タル、ムロエが用意してへたとい。な<br>  お、テ・タは、ワ・ト、イラストレーターなどで作成してください。(10MB 以内) |
| 参考資料                   | ・三島市広告掲載要綱   |
|                        | 一岛市広告掲載安備<br> ·三島市広告掲載基準   |
|                        | 二島市区は現場等 <br> ・三島市民かレンダー広告取扱要領   |
|                        | 一四甲以27/2/ 四日从以安保   |

## [その他の注意事項]

- ※募集申込みを受けた後、審査を経て、広告掲載の可否を決定します。
- ※最大 12 カ月まで希望できますが、申込み多数の場合は、月指定、月指定なしの順で三島市 広告掲載要綱第 3 条に基づき市内に事業所などがある会社や自営業者の方が優先となり ます。なお、同順位の場合は抽選となります。月指定なしの抽選に際しては、希望枠数の多 寡で確率は変わりません。
- ※応募多数の場合、9月13日(金)午前10時から三島市役所第2会議室で公開抽選会を 行います。なお、結果については、翌日以降に郵送によりお知らせします。
- ※広告の色味につきましては、できる限り申込みのデータに沿って作成しますが、校正時点のものと実際にカレンダーに掲載されるものとで若干の差異が生じる場合があります。
- ※申込み状況については、応募者間の公平性を確保するため、非公開としています。

## 【申込み・問合せ】

〒411-8666 静岡県三島市北田町 4-47 三島市広報広聴課 広報係 (電話 055-983-2620 FAX055-983-2719)

e-mail: kouhou@citv.mishima.shizuoka.ip